

主要農作物種子確保法案（議法）の各項目の主な内容
～気候変動等対応品種法案（閣法）との比較～

主要農作物種子確保法案（議法）	気候変動等対応品種法案（閣法）
【対象、施策の在り方関係】	
<p><u>公的試験研究機関※が主要農作物の優良な品種の育成の主たる担い手</u>となっていることに着目し、<u>公的新品種育成の促進等</u>に関し必要な事項を定める。</p> <p>（※）地方公共団体の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人・地方独立行政法人</p>	<p>農研機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の者を対象に、重要品種育成事業計画の認定制度を定める。</p>
【財政上の措置関係】	
<p>国は、主要農作物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われるよう、<u>公的新品種育成の促進に必要な財政上の措置</u>等の措置を講ずるものとする。（第4条）</p>	<p>国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。（第3条第2項）</p> <p>→「財政上の措置」との文言はない。</p>
【品種の利用関係】	
<p>国及び地方公共団体は、<u>公的育成品種の有効かつ適正な利用を図るため</u>、①<u>公的育成品種を農業者が低廉な対価で利用することができる環境の整備</u>、②<u>公的育成品種に係る知的財産権に関する国民の理解と関心を深めるための啓発活動等</u>の措置を講ずるよう努めるものとする。（第5条）</p>	<p>① 育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の利用に対し受けるべき金銭の額を著しく高い額とすること等をしないよう努めなければならない。（第11条）</p> <p>② 左記のような啓発活動の規定はない。</p>
【人材の育成関係】	
<p>国及び地方公共団体は、<u>人材育成のため</u>、<u>公的育成品種の種苗の生産に係る技術の普及指導等</u>の措置を講ずるよう努めるものとする。（第6条）</p>	<p>国は、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に資するよう、地方公共団体等との連携及び協力を図り、重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。（第28条）</p>